

COVID-19 対策 極度の貧困に関する専門家が声明

2020/05/01

国連人権高等弁務官事務所

極度の貧困と人権に関する特別報告者が声明を發した。内容は以下のとおり。COVID-19 危機のなかで我々が正しい選択をするならば、これは社会を一層包括的・平等なものに轉換する機会になる。170 カ国以上で国民の収入減が予想されており、最も悪影響を受けるのは社会保護の対象外の人々である。約 40 億人が社会保護を受けられず、インフォーマルセクターの労働者 20 億人を含む不安定な雇用状態にある人々が真っ先に失業する。社会保護計画は経費ではなく投資と捉えるべきである。社会保護制度は低所得家庭の貧困化を防止し、社会にとって相当な利益がある。費用はかからず、平均で社会保護給付費は低中所得国 57 カ国の GDP の 4.2%にしかない。各国政府は COVID-19 の経済対策費として少なくとも 8 兆ドルを約束している。この資金は、適切な住居・健康・教育の権利とともに労働と社会保護の権利に基づき、より包括的な経済の構築に当てられるべきである。

世界報道自由デーに向けて専門家が声明

2020/05/01

国連人権高等弁務官事務所

5月3日の世界報道自由デーに向けて、表現の自由に関する特別報告者が声明を公表した。内容は以下のとおり。自由な報道は人々にあらゆる情報を届けるものであり、特に公衆衛生の危機においては必要不可欠である。過去数カ月間、独立のジャーナリストたちは、公衆衛生の危機の現状や規模を人々に伝え、政府の策略を明らかにし、情報公開のために重要な役割を果たしてきた。同時に多くのジャーナリストが拘束されており、推定250人が刑務所に収監されているという報告もある。拘束施設内でウイルス感染が拡大すると、病気や死を伴う過度な刑罰を加えることとなり、拘束の残虐性が露わになる。報道の処罰は中止すべきであり、直ちにジャーナリストを釈放すべきである。世界報道自由デーの今年のテーマは、“恐怖や選り好みのないジャーナリズム”である。全ての政府に対し、メディア労働者が恐怖を感じることなく仕事ができる環境を確保するよう求める。

COVID-19 対策と移住者に関して人権高等弁務官がビデオメッセージ

2020/05/04

国連人権高等弁務官事務所

人権高等弁務官のビデオメッセージが公表された。内容は以下のとおり。多くの移住者が健康と安全への危険の中で我々のコミュニティに必要なサービスを提供しているにもかかわらず、大きな偏見・排除・抑留の被害を受け続けている。パンデミックはそうした不平等と危険を生んでいるが、我々が前向きな変化を起こす端緒にもなりうることを示している。セイフティネットによる不法移住者家族の支援、全ての人々への検査や医療の確保、居住許可の延長など、勇気づけられる数多くの例がみられる。我が事務所は危機における移住者の人権に関するガイドラインを公表した。今こそ新たな未来の基礎を作ろうではないか。パンデミックを克服した時、あらゆる人々のために一層良好な生活・労働条件の整った、より平等・包括的な社会を構築しなければならない。移住者を支援し彼らと団結し、あらゆる人々の人権のために立ち上がろうではないか。

強制失踪委員会第 18 会期 オンラインで開催

2020/05/04

国連人権高等弁務官事務所

強制失踪委員会第 18 会期がオンラインで開催された。人権高等弁務官事務所の代表は、条約機関で初となるオンラインでの会期開催の意義を強調し、いかなる状況も強制失踪を正当化する理由にはならないという原則が COVID-19 においても適用されるのは明白であると述べた。委員長声明を代読した副委員長は、強制失踪条約の現在の締約国は 62 カ国に過ぎず、条約の普遍化のための戦略を直ちに強化しなければならないと述べた。強制失踪被害者の母親がコロンビアから中継で発言し、自身のケースで委員会はコロンビア政府に対する迅速な緊急行動、被害者家族への情報提供などを行い、失踪者発見のための支援を続けていると述べた。続いて委員会は非公開の会合で、パナマとブラジルに対する質問事項を採択した。今会期で予定されていた締約国の報告書の審査は、第 19 会期で行われることになり、第 18 会期は閉会した。

COVID-19 対策 奴隷制に関する専門家が声明

2020/05/5

国連人権高等弁務官事務所

現代的形態の奴隷制に関する特別報告者に今月就任した小保方智也さんが声明を發した。内容は以下のとおり。COVID-19 の深刻な社会・経済的影響により、現代の奴隷制が急増している。ロックダウンに伴う事業活動の閉鎖のために世界の大部分で失業者が増加し、多くの労働者がさらに不安定な状況に陥っており、搾取の危険性や奴隷化の可能性さえ生じている。数十億の労働者が COVID-19 の影響を受けているが、非公式経済の労働者、日雇労働者、契約のない労働者、臨時雇用や社会保護の対象外の労働者、なかでも女性・移住者・子どもが危険に直面している。各国政府に対して、搾取的な仕事に陥るリスクの高い人々を特定し、彼らの保護を強化するよう求める。対策がとられなければ、相当多くの人々が今後長年にわたって奴隷状態に置かれる恐れがある。こうした対策は、2030 年までに奴隷制を撲滅するという SDGs のターゲットを達成するためにも不可欠である。

COVID-19 対策 子どもの売買・性的搾取に関する専門家が声明

2020/05/06

国連人権高等弁務官事務所

子どもの売買・性的搾取に関する特別報告者が声明を發した。内容は以下のとおり。COVID-19 によるロックダウンの間に子どもに対する暴力、新たな形態の性的搾取・虐待が急増している。難民・避難者・ホームレス・移住者・マノリティ・スラムの居住者・障がい者・施設収容者など、最も脆弱な子どもの危機を判断するために、全体の把握と迅速な子どもの保護が最優先の課題である。COVID-19 による移動制限は、“デリバリー”や“ドライブスルー”による子どもの性的搾取の新たな形態を引き起こし、子どもの性的虐待を掲載する違法なウェブサイトへのアクセスも急増している。国連事務総長の政策概要「COVID-19 の子どもへの影響」が危機に対応する際の参考になるはずである。また、子どもたちの声が聴取され、彼らの生活に関わる決定に反映されるよう、有意義で包括的な参加の機会が子どもに与えられるべきである。

COVID-19 対策 国際連帯に関する専門家が声明

2020/05/06

国連人権高等弁務官事務所

人権と国際連帯に関する独立専門家が声明を發した。内容は以下のとおり。パンデミックによって、現在の人や社会があらためて相互に強く結びついていることが浮き彫りになっている。こうした現実が示しているのは、世界中で人権享受を実現するには国際的な連帯と協力の実行と拡大が絶対的に必要である、ということである。パンデミック後に世界が人権文書に規定されている尊厳のある生活を目指すというのであれば、政府と非政府主体は、人権実現のための闘いにおいてさらに真剣に国際的な連帯の取組みを始めなければならない。私は人権理事会と国連総会で各国政府に対し、人権と国際連帯に関する国連宣言草案を採択するよう求めている。この国連宣言は、人権実現の闘いにおける国際連帯の絶対的必要性に焦点を当てる一助になるだけでなく、パンデミック後の世界の人権状況が現在よりも改善するためのソフトローにもなるであろう。

強制失踪作業部会 ビデオ会議で会期開催の予定

2020/05/07

国連人権高等弁務官事務所

強制・非自発的失踪に関する作業部会が5月11～15日、ビデオ会議で会期を開催する。この会期で作業部会は、25カ国に関わる500件以上の強制失踪ケースを検討し、強制失踪への対応に関する法律・実行上の問題、制度の不都合、強制失踪宣言の実施の障害についての申立ても検討する。遠隔会議を開催することによって、COVID-19パンデミックにおいても作業部会は強制失踪ケースを検討し、その結果を発信する活動を続けることが可能になる。会合は非公開である。強制・非自発的失踪作業部会は1980年に設立され、失踪者家族と関係政府との連絡、失踪者の所在を明らかにするための個別のケースの調査の確保に努める。5名の委員から成り、現在はアルゼンチン、韓国、モロッコ、カナダ、リトアニア出身者が委員を務めている。

COVID-19 対策 恣意的抑留作業部会が協議結果を採択

2020/05/08

国連人権高等弁務官事務所

恣意的抑留に関する作業部会が協議結果 11 号を採択した。内容は以下のとおり。公衆衛生の危機における強制的な隔離は、事実上の自由の剥奪である。いかなる措置も公的に宣言され、脅威と厳格に均衡し、公衆衛生を保護するために最低限で、危機が継続する期間に限定されなければならない。各国政府は直ちに現状を見直し、必要・均衡性のある正当な抑留であるか確認すべきである。また、60 歳以上の者、妊婦、授乳者、基礎疾患のある者、障がい者の抑留は、心身の危険が高まる場合には避けるべきである。さらに、移住過程での抑留は例外措置とすべきであり、移住者の子どもや庇護希望者は抑留すべきではない。加えて、未決拘禁の自動的執行は国際法と合致せず、公衆衛生の危機においては拘束以外の措置がとられるべきである。抑留措置が、人権擁護活動家、ジャーナリスト、反体制派、宗教指導者、医療関係者などを沈黙させるために用いられてはならない。

人権理事会 特別手続の新たな担当者を公表

2020/05/08

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会は、3月の第43会期で、新たな特別手続担当者12名を任命した。任命されたのは、対外債務と人権、高齢者と人権、住居の権利、現代的奴隷制、貧困と人権、一方的措置と人権、食糧の権利、先住民族、子どもの売買・性的搾取、人権擁護活動家、ミャンマー、ソマリアに関する専門家である。ちなみに、現代的形態の奴隷制に関する特別報告者として、日本の小保方智也さんが任命されている。現在、44のテーマと12の国と地域に関する56の特別手続が設けられ、80名の人権専門家が担当している。

COVID-19 対策 対外債務に関する専門家が声明

2020/05/14

国連人権高等弁務官事務所

対外債務と人権に関する独立専門家が声明を發した。内容は以下のとおり。パンデミックの前でさえ、低所得国の 40% が負債に苦しんでいたが、IMF と国連の推定では現在、発展途上国はコロナウイルス拡大阻止と経済維持のために 2 兆 5000 億ドル以上を必要としている。返済の負担を軽減するという IMF と G20 の特別措置は歓迎するが、6 か月間の返済猶予期間はあまりに短すぎる。パンデミックの今後を予測するのは非常に難しいが、経済・失業・不平等・貧困への影響は 2020 年以降も続くであろう。IMF・G20 諸国・地域開発銀行・民間債権者に対し、発展途上国の返済猶予を少なくとも 2021 年 6 月まで延長するよう求める。延長を決定することは、パンデミックの収束と治療薬の開発まで金融市場を安定させ、債務国に余裕を与えるために不可欠である。それによって、債務国は救命と経済的・社会的・文化的権利の促進・保護のために資源を最大限活用することが可能になる。

COVID-19 対策 性的指向に基づく暴力・差別に関する専門家が声明

2020/05/14

国連人権高等弁務官事務所

5月17日のホモフォビア・トランスフォビア・バイフォビアに反対する国際デー(IDAHOBIT)に向けて、性的指向・ジェンダー自認に基づく暴力・差別に関する独立専門家が声明を公表した。内容は以下のとおり。貧困者やホームレス、医療を受けられない人々の中で占める割合が高いLGBTの人々は、パンデミックの深刻な影響を受けており、緊急行動がとられない限り、影響は世代を超えて続くであろう。この歴史的な声明に署名した96の国連機関と国際人権専門家は、COVID-19との闘いが平等ではないと認識している。70か国の刑法に外出禁止令中の警察による虐待・恣意的逮捕・抑留の危険性が見受けられる。LGBTに対する処罰・偏見・差別がパンデミックの影響の報告・分析を妨げている。パンデミックが彼らの迫害の言い訳にされている国もある。各国政府は、パンデミック対策を差別的に行わず、LGBTの参加を得て策定し、恣意的な行為や虐待の責任を追及すべきである。

ホモフォビア等に反対する国際デーに向けて人権高等弁務官が声明

2020/05/15

国連人権高等弁務官事務所

5月17日のホモフォビア・トランスフォビア・バイフォビアに反対する国際デー（IDAHOBIT）に向けて、バチエレ人権高等弁務官が声明を公表した。内容は以下のとおり。LGBT の状況は COVID-19 のパンデミックによってさらに厳しくなっている。彼らは、しばしば医療面を含めてより厳しい偏見・差別・暴力に晒されている。ウイルス拡散のスケープゴートにされている地域もある。すべての人々に対し、ヘイト反対のために立ち上がり、LGBT に対する差別・暴力を取り巻く沈黙を破るよう求める。人権高等弁務官事務所は、LGBT の平等・公平な待遇を促進する最前線に立ち、”平等・自由のための国連キャンペーン” の推進役であることを誇りに思う。同性愛差別を禁止する法律など、過去数十年間に前進はあったものの、これは普遍的ではなく、必ずしも不可逆なものでもないのが現実である。あらためて、LGBT の人々を含むあらゆる人々の人権のために立ち上がるよう求める。

COVID-19 対策 労働者の保護を求める共同声明

2020/05/18

国連人権高等弁務官事務所

7名の特別報告者と2つの作業部会の委員が共同声明を発した。内容は以下のとおり。全ての労働者は不可欠の存在であり、コロナウイルスを含めて職場での危険から保護される権利を有する。しかしながら、多くの労働者が感染ピーク時に適切な防護具を与えられなかった。各国で外出制限が緩和され、労働者が職場に戻り始めており、全ての政府と企業に対し、全労働者を保護する予防措置を講ずるよう求める。低所得者・マイノリティ・移住者・高齢者・女性の労働者、持病のある労働者、インフォーマルセクターの労働者は高い危険性に晒されている。全ての政府と企業に対し、労働組合その他の労働者の代表と協力して必要な保護策を確保するよう求める。パンデミックの最前線で医療・食糧・水・衛生その他の必要物資・サービスの提供に関わる労働者に敬意と称賛を送りたい。また、そうした労働に携わり亡くなった方々のご家族に哀悼の意を表したい。

COVID-19 対策 先住民族に関する専門家が声明

2020/05/18

国連人権高等弁務官事務所

先住民族の権利に関する特別報告者が声明を發した。内容は以下のとおり。世界のあらゆる場所の先住民族のコミュニティが COVID-19 パンデミックにより健康問題に留まらない影響を被っており、非常事態の中で彼らの周縁化が深刻化している。土地・領域・資源の取引や破壊が行われていても、彼らは表現・結社の自由を行使することができない。農業・鉱業・ダム・インフラに関わる大規模プロジェクトを強行するために、彼らとの協議や環境影響評価が突然中止された国もある。これまで以上に各国政府は、先住民族がコミュニティを守るための計画を実行し、全国的な取組みの策定に参加できるよう支援すべきである。また、COVID-19 に関する情報を自身の言語で入手できるよう確保し、文化的に適した医療サービスへのアクセスのための緊急特別措置をとらなければならない。先住民族がこの危機に対処するために、開発・自決・土地・領域・資源の権利の確保が必要である。

強制・非自発的失踪作業部会閉幕

2020/05/19

国連人権高等弁務官事務所

強制・非自発的失踪に関する作業部会が閉幕した。5月11～15日に開かれた会期はビデオ会議で行われ、532件が検討された。このうち18件は、今年2月以降に緊急行動がとられた Bangladesh、中国、エジプト、パキスタン、ベネズエラ、ベトナムに関わるケース、514件は緊急行動手続外で、新たに通報されたケースと情報が更新されたケースである。これらは Bangladesh、ベラルーシ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブルンジ、中国、コロンビア、北朝鮮、エジプト、インド、イラン、イラク、リビア、マレーシア、モルディブ、ナイジェリア、パキスタン、フィリピン、ロシア、スリランカ、シリア、トルコ、トルクメニスタン、ベネズエラ、ベトナムに関わる。また、非政府主体による失踪に関する議論、この問題に関する文書の準備も行われた。次の会期は2020年9月に開催される予定である。

COVID-19 対策 移住者に関する共同指針

2020/05/20

国連人権高等弁務官事務所

移住労働者委員会と移住者の人権に関する特別報告者が、「COVID-19 の移住者の人権への影響に関する共同ガイダンスノート」を公表した。この 17 の指針では、政府に対し、国際的な保護を要する人々の権利と手続きを維持すること、海上での捜索・救助を継続すること、経済復興政策に移住者とその家族を含めることなどが求められている。委員会委員長と特別報告者は、次のように述べた。各国政府は、COVID-19 の感染率・死亡率の高い移住者・家族が社会サービスにアクセスできるよう保障しなければならない。各国政府に対し、さらに脆弱な立場にある非正規移住者を正規化し、COVID-19 の予防・対応策に移住労働者を組み入れるよう求める。施設収容者を可能な限り削減するために、移住抑留措置を見直し、子どもがいる家族、保護者のいない子どもは直ちに抑留施設から解放すべきである。また、パンデミックの間の抑留や強制帰国の一時中止を検討すべきである。

COVID-19 対策 人権理事会 議長声明を採択

2020/05/29

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会が議長声明を採択した。声明は、各国政府に対して、パンデミックとの闘いにおいて全ての人権の尊重・保護・充足の確保を求め、パンデミック対策は人権義務・約束に完全に合致しなければならないと述べている。また、人権高等弁務官に対し、世界中の COVID-19 パンデミックの人権享受への影響に関するグッドプラクティスと懸念分野を含めた報告書の作成と、人権理事会第 46 会期(2021 年 2～3 月)での提示を求めている。さらに、人権高等弁務官に対し、6 月 22 日開始予定の第 44 会期で COVID-19 の人権への影響に関する口頭報告を求めている。議長は次のように述べた。「本日の声明の採択は、この破壊的ウイルスが我々の生活と権利のあらゆる面に広範な影響をもたらしていることに対する注意喚起である。世界中の人権の促進・保護という共通の課題を達成していくのであれば、我々は目的意識をもって共同で取り組まなければならない。」